

一般社団法人 巨樹の会  
宇都宮リハビリテーション病院  
指定訪問リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 宇都宮リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

《運営の方針》

第二条 事業所の従業者は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称及び所在地》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：一般社団法人巨樹の会 宇都宮リハビリテーション病院
- ② 所在地：栃木県宇都宮市御幸ヶ原町 43 番地 2

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（院長） 1名  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 従業者の職種及び員数  
医師 1名以上  
理学療法士 1名以上  
作業療法士 1名以上  
言語聴覚士 1名以上  
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。

- ② 営業時間：8時30分から17時までとする。（時間外は相談に応ず）

《指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ③ 病状、障害の観察
- ④ 生活環境への適応
- ⑤ 廃用症候群の予防
- ⑥ 基本動作能力の維持・回復
- ⑦ 日常生活活動の維持・回復
- ⑧ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑩ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑪ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示し、インターネット上でも閲覧できるようウェブサイトに掲載する。

老人保健法・医療保険各法における訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は宇都宮市、塩谷郡高根沢町の一部（光陽台・宝積寺・石末・宝石台）、芳賀郡芳賀町の一部（芳賀台・下高根沢・上延生・上高根沢）の区域とする。

#### 《事故発生時の対応》

第九条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の過失状況を勘案の上で、その保証に真摯に対応する。

#### 《相談・苦情処理》

第十条 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

#### 《虐待の防止のための措置に関する事項》

第十一条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

#### 《その他運営についての重要事項》

第十二条

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。  
採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
4. 従業者は要介護者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、自由を制限するような身体拘束は行わない。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は宇都宮リハビリテーション病院内の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

平成26年10月15日一部改訂

平成27年4月23日一部改訂

平成30年8月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

一般社団法人 巨樹の会  
宇都宮リハビリテーション病院  
指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 宇都宮リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者は、居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

第二条 事業所の従業者は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称及び所在地》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称：一般社団法人巨樹の会 宇都宮リハビリテーション病院
- ② 所在地：栃木県宇都宮市御幸ヶ原町 43 番地 2

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（院長） 1名  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 従業者の職種及び員数  
医師 1名以上  
理学療法士 1名以上  
作業療法士 1名以上  
言語聴覚士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。

② 営業時間：8時30分から17時までとする。（時間外は相談に応ず）

《指定介護予防訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定介護予防訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示し、インターネット上でも閲覧できるようウェブサイトに掲載する。老人保健法・医療保険各法における訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は宇都宮市、塩谷郡高根沢町の一部（光陽台・宝積寺・石末・宝石台）、芳賀郡芳賀町の一部（芳賀台・下高根沢・上延生・上高根沢）の区域とする。

#### 《事故発生時の対応》

第九条 事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の過失状況を勘案の上で、その保証に真摯に対応する。

#### 《相談・苦情処理》

第十条 事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

#### 《虐待の防止のための措置に関する事項》

第十一条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

#### 《その他運営についての重要事項》

第十二条

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。  
採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
4. 従業者は要介護者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、自由を制限するような身体拘束は行わない。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は宇都宮リハビリテーション病院内の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

平成26年10月15日一部改訂

平成27年4月23日一部改訂

平成30年8月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂